

健全度の評価

健全度区分の検討

本要領では「シェッド、大型カルバート定期点検要領（平成26年6月：国土交通省道路局）」をもとに、大型カルバートの各部材を以下の4つの健全度に分類した。

- ① 健全度区分Ⅰ（修繕等が当面不要）
損傷が認められないか軽微であり、構造物の機能に支障が生じていない状態。
- ② 健全度区分Ⅱ（予防保全的な措置が望ましい）
損傷が進行しているが、構造物の機能に支障は生じていない状態。予防保全的な措置を講ずることにより、構造物機能の保持を図ることが可能な状態。
- ③ 健全度区分Ⅲ・Ⅳ（早期あるいは緊急に修繕が必要）
健全度区分Ⅲ・Ⅳとは、損傷が著しく、早期あるいは緊急に修繕すべき状態。著しい損傷により構造物の機能に支障が生じる可能性がある、又は支障が生じている状態。
第三者災害の可能性が高い状態や、修繕しても構造体の機能が確保できない状態で更新を必要とするもの等を含む。
なお、特に緊急に措置を講ずべき状態をⅣとする。

